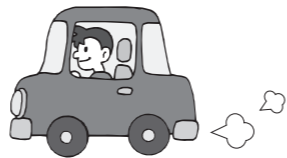


軽自動車税の グリーン化特例（軽課）が延長されます



排出ガス性能および燃費性能の優れた、環境負荷が小さい車両にかかる軽自動車税を軽減するグリーン化特例（軽課）の特例措置が1年間延長されました。

初度検査年月が平成28年4月～平成29年3月の三輪、四輪の軽自動車に次の基準を満たす車両は、平

成29年度分の軽自動車税に限り特例が適用されます。詳しくは、5月中旬頃に届く納税通知書をご確認ください。

問い合わせ先

困税務課 ☎ 30-6140、FAX22-1398

車種	通常の税率		グリーン化特例（軽課）適用税率		
	平成27年4月1日以降に初度検査を受けた車両		(ア) 75%軽減	(イ) 50%軽減	(ウ) 25%軽減
軽四輪	乗用	自家用	10,800円	2,700円	8,100円
		営業用	6,900円	1,800円	5,200円
	貨物	自家用	5,000円	1,300円	3,800円
		営業用	3,800円	1,000円	2,900円
軽三輪			3,900円	1,000円	3,000円

【軽減区分】

(ア) 電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減)

(イ) 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ

乗用:平成32年度燃費基準+20%達成車

貨物:平成27年度燃費基準+35%達成車

(ウ) 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ

乗用:平成32年度燃費基準達成車

貨物:平成27年度燃費基準+15%達成車

※(イ)、(ウ)はガソリン車(ハイブリッド車含む)に限る。

※初度検査年月、各基準の達成率は自動車検査証(車検証)でご確認ください。

自動車検査証				
車台番号	交付年月日	初度検査年月	自動車種	軽自動車
平成20年9月△日	平成20年9月	平成20年9月	軽自動車	軽自動車
乗車定員	最大積載量	原動機型式	燃料の種類	燃費(リッター)
4人	— kg	ガソリン	ガソリン	

▲自動車検査証。初度検査年月は赤枠内に、各基準の達成率は備考欄に記載されています。

重課税率の適用車両

平成29年度以降、初度検査年月が平成16年3月以前の三輪、四輪の軽自動車は重課税率が適用されます。税率は右表のとおりです。

車種	重課税率	
軽四輪	乗用 自家用	12,900円
	営業用	8,200円
	貨物 自家用	6,000円
	営業用	4,500円
軽三輪	4,600円	

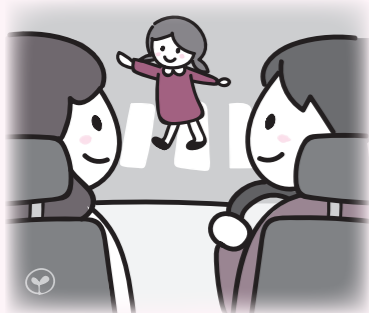


春の全国交通安全運動 4月6日(木)～同15日(土)

子どもと高齢者の交通事故防止
～事故に遭わない、起こさない～

一人ひとりが「止まる・見る・待つ」を積極的に行い、交通事故のない彦根を目指しましょう。

問い合わせ先 困交通対策課 ☎ 30-6134、FAX24-5211



「住もうよ！ひこね」リフォーム事業 市内業者で施工するリフォームの 経費を一部助成します

困 地域経済振興課

市内に本社がある法人または、市内に住所がある個人の施工業者を利用して、住宅の改修などを行う場合に、その経費の一部を助成します。

この制度は、地域経済の活性化、居住環境の向上、定住人口の増加を図ることを目的としています。

対象工事 次の①～③を全て満たしている工事

- ①「増築、改築、修繕等の工事」「下水道工事」「外構工事」「防犯対策工事」「省エネ対策工事」のいずれかの工事(新築工事および新築工事と併せて行う工事は対象になりません)
- ②平成29年度中の工事(4月1日以降に着工し、平成30年3月31日までに完了する工事)
- ③助成対象工事の経費が20万円以上(消費税を含む)の工事

※対象となる工事について、本事業と併せて、他の補助(国・県や彦根市)を受ける

場合、他の補助の対象となる経費は、助成対象経費から外します。事前にご相談ください。

※詳しくは、本事業の「手引き」をご覧ください。「手引き」は、困地域経済振興課(市役所3階)、支所、各出張所で配布するほか、彦根市ホームページにも掲載しています。

対象住宅 市内の住宅。ただし、マンションなどの集合住宅は自己所有部分のみが、店舗などの併用住宅は居住部分のみが対象です。事務所や店舗、賃貸アパートなどは対象外です。

申請要件 次の①～④を全て満たすこと

- ①申請者は、申請する市内の住宅に居住し、その場所に住民登録をしていること
- ②申請する住宅(外構工事の場合、その住宅の敷地を含む)は、申請者またはその2親等内の親族が所有していること

助成額 ①助成対象工事経費の10%で、最高10万円(千円未満は切り捨て)
②次のいずれかの世帯に該当する場合は、助成工事経費の15%で、最高15万円(千円未満は切り捨て)



③申請者は、申請時に市税の滞納がないこと

④申請する住宅(その住宅の敷地を含む)に係る固定資産税の滞納がないこと

▼助成を受けられるのは、同一の住宅、同一の敷地内および同一人に対して1回限りです。

▼対象となる住宅および土地が共有名義でも、複数人による申し込みはできません。

▼平成28年度「住もうよ！ひこね」リフォーム事業を利用した人は、申し込みすることができません。

▼個人の施工業者が自らの住宅の改修等を行う場合は対象になりません。

申請方法 「第1回事前申し込み」(困地域経済振興課、支所、各出張所にある「事前申込み書」)に必要事項を書いて、困地域経済振興課に提出してください。申込書は彦根市ホームページからダウンロードすることもできます。

移住 平成28年4月1日から交付申請日までに彦根市外から彦根市に転入し、居住を継続している
新婚 平成28年4月1日以後に婚姻の届出をし、交付申請日に同居して婚姻を継続している
子育て 交付申請日に中学生以下の人が同居している
三世帯同居 交付申請日に親・子・孫などの三世帯以上が同一の敷地内に居住している
※各世帯とも世帯全員が住民登録し、同居していることが必要です。

受付期間(第1回)
4月3日(月)～5月31日(水)
※土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分
※「第2回事前申し込み」は、9月1日(金)から予定しています。詳しくは、広報ひこね9月1日号に掲載します。
留意事項 事前申し込みをする人は、当選に備え、工事前に、本事業の「手引き」をご確認の上、必要書類を準備してください。必要書類が不足する場合は、申請を受け付けることができません。特に、工事前に工事箇所の詳細な写真を撮影しておいてください。
問い合わせ先 困地域経済振興課 ☎ 30-6119番、FAX24-9676番

